

本学教員の研究不正行為に関する調査結果について

1. 経緯・概要

令和5年6月2日、本学の通報受付窓口宛てに、本学理工学部教員が執筆した書籍に関して盗用等の疑いがあるとの指摘がなされた。

この通報を受け、「帝京大学・帝京大学短期大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規程」に基づき、予備調査を経て本調査の委員会を設置し、調査を行った結果、特定不正行為(盗用)を認定するに至った。

なお、調査対象書籍は既に出版社によって絶版と在庫分の回収・廃棄がなされている。

2. 本調査

(1) 委員構成

委員長	寺本 民生	帝京大学理事・臨床研究センター長	(内部委員)
委員	荒井 正之	帝京大学理工学部長	(内部委員)
委員	中西 穂高	帝京大学先端総合研究機構副機構長	(内部委員)
委員	北村 聖	公益社団法人地域医療振興協会顧問	(外部委員)
委員	会田 薫子	東京大学大学院人文社会系研究科 死生学・応用倫理センター特任教授	(外部委員)
委員	後藤 慎平	後藤法律事務所 弁護士	(外部委員)

(2) 調査期間

令和5年6月22日～令和5年8月3日

(3) 調査対象

書籍(令和5年3月発行)の被通報者分担執筆部分

(4) 調査方法・手順

- ・ 通報内容および予備調査結果の確認
- ・ (本)調査委員会の開催
- ・ 文部科学省のガイドラインにおいて定める研究不正への該当性検討
- ・ 本学の規程において定める研究不正への該当性検討

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為

盗用

(2) 不正行為への関与を認定した研究者の職名

教授

(3) 不正行為の具体的内容およびその認定理由

本事案は他の文献を引用していながら適切に記載していなかった事案である。その程度が著しいものであることから、単に不注意で引用に漏れがあったというレベルではなく、盗用(剽窃)を認定すべきものであると判定された。

不正行為の対象となった書籍は教科書の出版を目的として執筆されたもので、新たな知見を創造し、知の体系を構築しようとしたものではなく定説的な基礎知識を学生に向けて示しているものにすぎないことから、文部科学省のガイドラインにおいて定義されている研究成果物には該当しない。

しかしながら、研究者が自身の専門とする研究領域において依頼を受けて書籍を執筆していること、および執筆した書籍が研究業績として大学へ報告されること等に鑑みれば、そこでの盗用は研究者に対する社会的な信頼を損ねる行為である。そして本学の規程(『帝京大学・帝京大学短期大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規程』)に照らして本事案が研究不正に該当することは明らかである。

4. 不正行為が行われた経費について

不正行為があったと認定された書籍の執筆に直接関係する文部科学省資金(競争的研究費、私学助成金等を含む基盤的経費)等による支出は認められなかった。

5. 本学がこれまでに行った措置の内容

けん責

6. 発生要因・再発防止策

被告発者は学内で教授という要職にあつて学生の研究を指導する立場にありながら、書籍の執筆における基本的な確認手続きを怠り、研究倫理意識が希薄であった。原著論文等とは異なる「教科書の執筆」というところで研究倫理意識が抜け落ちたが、不正の指摘を受けてすぐに自分の非を認めている。

今回の事案は学内で教授会等を通じて論文を執筆する学生を含めた全員に周知し、同様の不正が起こらないように徹底する。また、本学では研究不正防止に関して独自教材による学内研修を毎年実施し全教員が受講しているが、当該研修の内容に本事案の内容を盛り込んで注意喚起する。

以上